

## 第5回 府中市農業委員会総会議事録

1 開 会 令和5年11月24日（金）午後1時57分

閉 会 令和5年11月24日（金）午後3時5分

場 所 市役所おもや4階A401会議室

### 2 会議録署名委員

9番 堀江昭夫 委員      10番 高橋規実代 委員

11番 市川耕作 委員（会長）

### 3 出席委員

1番 糟谷嘉孝 委員      2番 千金楽千詠 委員

3番 住崎岩衛 委員      4番 菊池伸明 委員

5番 市川光 委員

7番 小牧直子 委員      8番 土屋真理子 委員

9番 堀江昭夫 委員      10番 高橋規実代 委員

11番 市川耕作 委員      12番 戸井田昭次 委員

13番 吉野英治 委員      14番 高木一郎 委員

15番 澤井正 委員      16番 朝倉直樹 委員

17番 石坂成雄 委員      18番 大室正行 委員

19番 榎本重雄 委員      20番 松村昌治 委員

### 4 欠席委員

6番 平田佳子 委員

### 5 議 長

11番 市川耕作 委員（会長）

### 6 事務局（説明員）

高野和夫局長 加藤泰幸主査 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について  
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 8 その他
  - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
  - (2) 令和5年度府中市農産物品評会実施結果について ……資料No. 2
  - (3) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について ……資料No. 3
  - (4) 11月度活動報告について ……資料No. 4
  - (5) 次回の総会開催日  
日 時 令和5年12月21日(木) 午後4時から  
場 所 市役所おもや2階A201会議室
  - (6) その他

午後 1 時 5 7 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻少し前ですが皆さんお揃いになりましたので、ただ今より第 5 回府中市農業委員会総会を開会いたします。

先日の農業まつりでは農業委員のみなさん、いろいろとご協力ありがとうございました。二日間晴天に恵まれまして、4 年ぶりにいろいろなイベントとか、盛況に終わったかと思えます。後ほど事務局から報告があるかと思えますので、その時はよろしくお願ひします。

本日は、6 番、平田委員さんから都合により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合によりまして、本日限りとしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例によりまして、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は 9 番、堀江委員さん、10 番、高橋委員さんにお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします

また、今回も会議の時間短縮に心がけたいと思ひますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思われることから省略し、委員さんの報告からお願ひしたいと思ひます。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は 1 件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願ひします。

#### 第 1 号議題の説明文

第 1 号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第 4 条関係。

第 1 項、届出者は、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、朝日町〇の〇〇の〇、〇の合計 2 筆、1, 4 8 6 平方メートル。届出書が到達した日は令和 5 年 1 1 月 1 0 日、転用の目的は共同住宅 2 棟となっています。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんにお願ひしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） では、第1項、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、11月17日に現地を見てまいりました。現地は既に客土したうえ、造成工事は終了しておりました。また、東側に南北の取り付け道路が新設されておりました。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。何か質問やご意見はございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項の報告を了承することにいたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は5件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は世田谷区上祖師谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は相模原市中央区富士見〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇の〇〇，〇〇の合計2筆、123.27平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和5年10月26日、転用の目的は専用住宅1棟となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

なお、本件は5月に住宅情報館が建売住宅3棟建築を目的として所有権を得たものですが、その後、購入者の要望を受け建築条件付き宅地販売に計画変更されたので、再度の転用となったものでございます。残りの2棟も同様の扱いになり、今後、転用届出が出されると思われれます。

第2項、譲受人は武蔵野市境〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は本宿町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇の〇、分梅町〇の〇〇の〇の合計2筆、1,662平方メートルで所有権の移転で

す。届出書が到達した日は令和5年10月31日、転用の目的は2箇所合せて建売住宅12棟となっています。

6、7ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

第3項、譲受人は第2項と同じ株式会社〇〇〇〇、譲渡人は本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は本宿町〇の〇〇の〇〇、453平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和5年11月2日、転用の目的は建売住宅3棟となっています。

10ページの第4項、譲受人は第2項、第3項と同じ株式会社〇〇〇〇、譲渡人は分梅町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は本宿町〇の〇〇の〇、798平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和5年11月2日、転用の目的は建売住宅6棟となっています。

9、11ページの案内図は当該地を示しております。以上の第3項第4項は2箇所合わせての開発となり、現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

第5項、譲受人は小柳町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇、譲渡人は小柳町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は小柳町〇の〇〇の〇〇、420平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和5年11月8日、転用の目的は建売住宅3棟となっています。

13ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

第3項、第4項の現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項は私です。先日20日に現地を見てきました。地図は4ページになります。この場所は相続の関係で一度売却されたものを、そこからまた次の人に売却されるものです。現地はいつでも住宅が建てられるような状

態で整地されておりました。問題ないと思っています。

続いて第2項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、案内図は6ページになります。11月8日に現地確認を行いました、今のところ草が生えておりますが、芝生程度の小さい物でした。また、利用計画の看板が立っていたので、特に問題ないと思います。

続いて、7ページの案内図になります。こちらは畑として使っていたのが今は耕されて、同じく事業計画の看板が立てられていて、こちらも問題がないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第3項、第4項、住崎委員さん如何でしょうか。

○委員（住崎委員） はい、11月15日に現地の確認をしました。案内図は9と11ページになります。二つの土地が一体になるような形での建築計画のお知らせの看板が立っていました。9ページはブルーベリーが植わっていて、11ページの方は草が生え放題という状態でした。両方の土地を合せて開発するということですが、西側は新府中街道に接道しているので、問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて、第5項、榎本委員さん如何でしょうか。

○委員（榎本委員） はい、先日20日に現地確認に行ったところ、きちんと整地されていて問題はないと思います。

○議長（市川委員） はい、その他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項から第5項の報告を了承することにいたします。

次に、「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

### 第3号議題の説明文

第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、四谷○の○○の○、○○○、農業の主たる従事者、同所、○○○○、

買取り申し出生産緑地は、四谷〇の〇〇の〇、〇〇、〇の〇〇の〇、〇の合計4筆、田、924平方メートル。

15、16ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、17ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

本項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項は私です。15ページから17ページになります。先日20日に現地を見てまいりました。相続が発生したとのことで、17ページの右側はサツマイモが植わっていましたが、現在は全部掘られた状態になっておりました。また、左側はミカンの木など若干農作物が作られておりますが、こちらも相続の関係で手放さざるを得ないと聞いております。いずれも問題はないと思います。以上です。

他に、ご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、本項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は3件です。今回は第1項と第2項及び第3項の2回に分け審議をしたいと思います。まず第1項ですが、〇〇委員さんが関係人となりますので、報告の間、席を外していただきたいと思います。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第4号議題の説明文

第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和2年12月3日から令和5年11月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇の〇、〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計12筆、田、2,691.77平方メートル。

第2項、次の者が令和3年1月18日から令和5年11月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国分寺市東元町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は栄町〇の〇の〇、〇、〇の合計3筆、畑、3,183.44平方メートル。

第3項、次の者が令和2年5月18日から令和5年11月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、小柳町〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は小柳町〇の〇の〇、畑、905平方メートル。

19ページに移りまして、19、20ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

21ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

なお、当該地の内、〇の〇〇の農地については、3分の2は〇〇氏から、3分の1は〇〇〇氏からの2回に分け〇〇氏が相続を受け、それぞれ納税猶予を受けていますので、今回は3分の2の分の証明になります。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

22、23ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、植木類を生産しています。

24ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

25、26ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

27ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（市川委員） はい、第1項は私です。地図は21ページになります。左側の当該地の真ん中に用水路が通っております。上側は大きなハウスでトマト栽培を



しております。下側は現在ネギや秋野菜など、いろいろな野菜が植えてありました。また、右側の方は同じく野菜畑になっておりまして、タマネギの植え付けが終わっていたり、いろいろな野菜類が植えてありました。全く問題ないと思います。

他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。

〇〇委員さんがお戻りなるまで少しお待ちください。

（〇〇委員着席）

〇〇委員さん、本項は証明することになりましたので、お伝えします。

次に、事務局から第2項、第3項の現地確認の委員さんの報告をお願いします。

〇事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

以上、よろしくをお願いします。

〇議長（市川委員） はい、第2項について、堀江委員さん如何でしょうか。

〇委員（堀江委員） はい、24ページになります。こちらは植木畑になっておりまして、ほとんど植わっていてうっそうとしている形で、植木畑なので仕方ないと思います。種類はよくわかりませんが、柑橘類などがありました。問題ないと思います。

〇議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第3項、糟谷委員さん如何でしょうか。

〇委員（糟谷委員） はい、11月15日に現地の確認に行っていました。27ページの地図を見ると分かると思いますが、南側の東西に住宅がありまして、今はダイコン、ブロッコリー、ケール等が栽培されていて、その場所はよく手入れされておりました。また、住宅地に近い方は若干草があるのですが、私の経験からすると、これから冬場の本当に寒い時に南側に住宅地があると、芯土まで凍ってしまうのです。そういうこともあって草が生えているのかと私は理解しました。概ね良好な管理がされておりました。以上です。

〇議長（市川委員） はいありがとうございます。第2項及び3項について、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第2項、第3項は証明することといたします。

次に、「第5号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」

を議題とします。

本件の説明のため公園緑地課の職員の方が出席されておりますので、早速、説明をお願いいたします。

○公園緑地課（山田課長） 皆様、こんにちは。第5号議題に入る前に一言お礼を申し上げたいと思います。私は公園緑地課長の山田と申します。よろしくをお願いいたします。農業委員会の皆様におかれましては、日頃より本市の生産緑地業務に多大なるご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、この場をお借りいたしまして、特定生産緑地の状況について一点だけご報告をさせていただきたいと思います。平成6年に指定をいたしました生産緑地につきましては、今年30年を迎えますが、2名の方がその対象となっております。

この2名の方がそれぞれ2名とも特定生産緑地として、継続をしていただける結果となりました。この結果につきましては来年1月に開催予定の、府中市都市計画審議会におきまして、意見聴取を行う予定でございます。その後は、特定生産緑地指定に係る手続きを進めることとなります。報告は以上となります。

それでは、担当から第5号議題の説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○公園緑地課（毛塚係長） それでは、第5号議題「府中市都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更」について、説明させていただきます。

現在、生産緑地地区の追加指定及び削除、区域訂正をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。

府中市都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

生産緑地地区の追加指定の申請は、今回の都市計画変更分として、昨年6月から本年5月末まで受け付けを行い、7月4日に農業委員会の皆様に現地の確認をしていただき、また、7月20日付けで農業委員会から、農地に該当している旨の回答をいただいております。

生産緑地地区の削除については、昨年10月から本年3月末までに買取りの申し出があったものを対象として、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、来年1月に予定されております府中市都市計画審議会に付議する予定でございます。

つきましては、本日ご説明する内容は、府中市都市計画審議会前のものとなりま

すので、お配りしております図面は、本委員会終了後に、回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。全体の概要でございます。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の面積は、約89.07ヘクタールになります。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、この表は2ページにまたがり記載しており、削除となるのは29件で、面積は約26,780平方メートルでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

第3の「追加のみを行う位置及び区域」でございますが、追加となるのは1件で、面積は約390平方メートルでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

第4の「区域の変更のみを行う位置及び区域」でございますが、こちらは、生産緑地地区を管理するために使用している計画図のうち、地区の形状がずれたもの2件について修正を行うものです。

今回、2か所の「区域の訂正」を行う理由としましては、生産緑地管理業務を行う中で、今までの計画図と整合が図られていない生産緑地地区が確認できましたので、ここで修正させていただきます。

具体的には、形状に疑義があるものについて、航空写真や公図、住宅地図など複数の資料を比較し、より正確な形状に修正しております。

続きまして、5ページ及び6ページは、新旧対照表と変更概要となっております。

この中で、生産緑地地区の29件の削除、1件の追加、2件の区域訂正としておりますが、併せて、削除に伴う端数処理や生産緑地の登録面積と登記簿面積を一致させるなどの面積精査も行いました。

それでは6ページ、下の段の表「変更概要」をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、428件から416件で12件の減となります。

面積は、約91.69ヘクタールから約89.07ヘクタールとなり、約2.62ヘクタールの減となります。

続きまして、変更となる個々の地区について、A3版の計画図にて、ご説明いた

します。まず初めに、生産緑地地区の区域訂正をご説明いたします。

はじめに、A3版の計画図の12ページ、右下の凡例をご覧ください。

計画図の表示は、緑の縦縞の部分が、生産緑地として、既に指定されている区域、オレンジで着色されたものが、「今回区域の変更を行う区域」でございます。

ここでは、計画図と併せて、参考資料となる、区域の訂正の比較図とともにご覧ください。

図面中央左側の地区番号188につきましては、地区の中央部分を修正いたしました。比較図の参考資料では、1ページ目の上の段、丸囲いの部分が修正箇所になります。

続きまして、計画図の17ページをご覧ください。図面中央の地区番号299では、西側が縮むように修正しました。比較図の参考資料では、1ページ目の下の段です。以上、生産緑地地区の区域訂正の説明になります。

続きまして、生産緑地地区の追加の説明をさせていただきます。

計画図は戻りまして、12ページ、右下の凡例をご覧ください。

緑の塗りつぶし部分は、「今回追加を行う区域」となっております。図面右側をご覧ください。地区番号187、地区名若松町地区。

市営第六若松町住宅の南西側に位置し、地区の一部、約390平方メートルを追加するものです。

以上、生産緑地地区の追加の説明になります。

続きまして、生産緑地地区の削除の説明をさせていただきます。

計画図は戻りまして、7ページをお願いいたします。

赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。

なお、削除区域の詳細につきましては、別紙でご用意しました「生産緑地地区削除区域の説明資料」ともにご確認いただき、個別の説明につきましては割愛させていただきます。

#### 第5号議題に係る生産緑地地区削除区域の説明文

- ・計画図7ページ図面中央、地区番号24、地区名朝日町地区。

都立武蔵野の森公園の北側に位置し、令和4年11月9日に生産緑地指定から30年経過により買取りの申出により地区の一部、約1,810平方メートルを削除。

- ・計画図8ページ図面右側、地区番号21、地区名朝日町地区。

朝日町公園の南側に位置し、令和4年10月28日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により地区の一部、約1,490平方メートルを削除。

- ・計画図8ページ図面左側、地区番号25、地区名紅葉丘地区。

府中第二中学校の南東側に位置し、令和4年10月28日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の一部、約1,150平方メートルを削除。

- ・計画図9ページ図面下側、地区番号50、地区名白糸台地区。

府中第四小学校の南側に位置し、令和5年2月22日に主たる農業従事者の死亡による買取りの申出により、地区の一部、約1,070平方メートルを削除。

- ・計画図9ページ図面中央、地区番号52、地区名白糸台地区。

府中第四小学校の北側に位置し、令和4年10月31日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の一部、約410平方メートルを削除。

- ・計画図10ページ図面上側、地区番号86、地区名白糸台地区。

白糸台第3公園の東側に位置し、令和4年11月7日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の一部、約1,580平方メートルを削除。

- ・計画図10ページ図面左下、地区番号151、地区名小柳町地区。

市立小柳小学校の東側に位置し、令和5年2月22日に主たる農業従事者の死亡による買取りの申出により、地区の一部、約1,250平方メートルを削除。

- ・計画図11ページ図面中央、地区番号119、地区名押立町地区。

都立府中東高校の北側に位置し、令和4年10月28日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の一部、約520平方メートルを削除。

- ・計画図12ページ図面右下、地区番号178、地区名若松町地区。

若松町公園の北東側に位置し、開発事業に伴う道路新設により、地区の一部、約90平方メートルを削除。

- ・計画図12ページ図面中央、地区番号181、地区名若松町地区。

市立若松小学校の北東側に位置し、令和4年10月31日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の一部、約310平方メートルを削除。

- ・計画図12ページ図面左上、地区番号194、地区名若松町地区。

東京都水道局若松浄水所の北西側に位置し、令和4年12月12日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の全部、約630平方メートルを削除。

- ・計画図13ページ図面中央、地区番号212、地区名天神町地区。

都営天神町二丁目アパートの北西側に位置し、令和4年12月22日に主たる農業従事者の死亡による買取りの申出により、地区の全部、約2,700平方メートルを削除。

- ・計画図14ページ図面中央、地区番号239、地区名緑町地区。

国道20号の北側に位置し、令和4年11月22日に主たる農業従事者の死亡による買取りの申出により、地区の一部、約1,150平方メートルを削除。

- ・計画図15ページ図面中央、地区番号254、地区名是政地区。

中央自動車道の北側に位置し、令和4年10月28日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の一部、約110平方メートルを削除。

- ・計画図16ページ図面右側、地区番号268、地区名是政地区。

市営第二十是政住宅の西側に位置し、令和4年10月31日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の全部、約610平方メートルを削除。

- ・計画図16ページ図面中央、地区番号274、地区名是政地区。

中央自動車道の南側に位置し、令和4年10月28日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出より、地区の一部、約530平方メートルを削除。

- ・計画図16ページ図面左下、地区番号296、地区名矢崎町地区。

郷土の森公園の交通遊園の北側に位置し、令和4年10月31日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の全部、約730平方メートルを削除。

- ・計画図18ページ図面中央、地区番号327、地区名晴見町地区。

都立農業高校の北側に位置し、令和4年10月31日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の全部、約1,280平方メートルを削除。

- ・計画図19ページ図面中央、地区番号364、地区名分梅町地区。

中央自動車道の北側に位置し、令和5年3月22日に主たる農業従事者の死亡

による買取りの申出により、地区の一部、約530平方メートルを削除。

- ・計画図19ページ図面中央、地区番号366、地区名分梅町地区。

令和4年11月22日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の全部、約490平方メートルを削除。

- ・計画図20ページ図面右側、地区番号414、地区名四谷地区。

中央自動車道の北側に位置し、令和5年1月23日に主たる農業従事者の死亡による買取りの申出により、地区の一部、約310平方メートルを削除

- ・計画図20ページ図面中央、地区番号415、地区名四谷地区。

中央自動車道の北側に位置し、令和4年11月21日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の一部、約80平方メートルを削除。

- ・計画図21ページ図面中央下側、地区番号429、地区名四谷地区。

市立日新小学校の南西側に位置し、令和5年3月2日に主たる農業従事者の死亡による買取りの申出により、地区の全部、約970平方メートルを削除。

- ・計画図21ページ図面中央、地区番号435、地区名四谷地区。

令和4年11月1日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の全部、約2,070平方メートルを削除。

- ・計画図22ページ図面中央下側、地区番号438、地区名四谷地区。

四谷さくら公園の東側に位置し、令和4年10月24日に主たる農業従事者の死亡による買取りの申出により、地区の全部、約1,570平方メートルを削除。

- ・計画図22ページ図面中央、地区番号531、地区名四谷地区。

四谷体育館の北側に位置し、令和5年1月11日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の一部、約1,000平方メートルを削除。

- ・計画図23ページ図面中央、地区番号469、地区名日新町地区。

都立府中西高校の東側に位置し、令和5年3月22日に主たる農業従事者の死亡による買取りの申出により、地区の全部、約980平方メートルを削除。

- ・計画図24ページ図面中央左側、地区番号498、地区名西府町地区。

熊野神社の東側に位置し、令和4年11月7日に生産緑地指定から30年経過による買取りの申出により、地区の全部、約700平方メートルを削除。

- ・計画図24ページ図面中央、地区番号605、地区名本宿町地区。

本宿共同墓地の東側に位置し、令和5年2月3日に生産緑地指定から30年経

過による買取りの申出により、地区の全部、約660平方メートルを削除。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。

なお、第5号議題の封筒の中にございます図面につきましては、都市計画変更に必要な図書「府中都市計画生産緑地地区総括図」でして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。よろしくお願いいたします。

○議長（市川委員） はい、説明が終わりました。

ご意見、ご質問等ございますか。（…）

それでは、本件を了承することといたします。

ここで、公園緑地課職員は退席させていただきますので、少々お待ちください。

（公園緑地課職員退席）

それでは、次の8「その他」に入ります。

はじめに（1）資料No.1の「生産緑地地区の制限解除について」です。買取り申し出が8月に行われまして11月16日に解除という形になります。何かありますでしょうか。（…）

なければ、（2）資料ナンバー2「令和5年度府中市農産物品評会実施結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（加藤主査） はい、会長。それでは資料No.2に基づいて、先の農産物品評会の結果について説明をさせていただきたいと思います。

1の実施日時につきましては、11月17日（金）午後2時に審査を行いました。

2の実施場所につきましては、郷土の森博物館となります

3の出品実績につきましては、210点ということで、昨年度の143点と比べて大幅な増となります。

それでは審査結果についてご報告させていただきます。2枚めくっていただいでよろしいでしょうか。

まずいも類からになります。いも類の最優秀賞につきましては、長いもの○○○様となっております。特別賞については東京都知事賞ということで、こちら都知事賞につきましては、各部門の最優秀賞の中でも最上位の最優秀賞となっておりますので、今回の農産物品評会の中でも、一番の作品が○○さんの長いものとなっております。優秀賞以下につきましては、記載の通りとなっております。



根菜類につきましては、かぶの〇〇〇様となっております。特別賞といたしまして、JA北多摩地区協議会、会長賞となっております。優秀賞以下につきましては、記載の通りとなっております。

それでは次のページをご覧ください。こちらは葉物ということで、葉菜類になりますが、こちら最優秀賞につきましては、〇〇〇〇さんのはくさいということで、特別賞として東京都農業改良普及事業協議会、会長賞が授与されております。優秀賞以下、記載の通りとなっております。

続きまして洋菜類と中国野菜となりますが、最優秀賞には〇〇〇〇さんのブロッコリーが受賞されております。特別賞として東京都農業会議会長賞をが授与されております。優秀賞以下、記載の通りでございます。

続きまして果実の部門でございます。最優秀賞につきましては、かきの〇〇〇〇さんが受賞されております。特別賞として東京都農業共済組合、組合長賞が授与されております。優秀賞以下記載の通りとなっております。

続きまして花卉の部門でございます。最優秀賞には〇〇〇〇さんのパンジーが受賞されております。特別賞として東京都農業振興事務所、所長賞が授与されております。優秀賞以下につきましては記載の通りとなります。

続きまして椎茸部門でございますが、最優秀賞につきましては〇〇〇〇〇さんのしいたけということで、特別賞は東京都椎茸生産組合連合会、会長賞が授与されております。優秀賞以下につきましては記載の通りとなります。

最後に府中市農業委員会、会長賞ということで、規格に定めた以外の品目の中から3点、府中市農業委員会、会長賞を選出いたしました。まず一つ目はコールラビで〇〇〇〇さんの作品となっております。続いてフェイジョアでこちらも〇〇〇〇さんの出品物となっております。最後にライムでこちらは〇〇〇〇さんの出品物ということで、農業委員会、会長賞を受賞されております。

続きまして植木盆栽品評会の審査結果になりますが、最優秀賞は4点ございまして、中でも最上位の最優秀賞がNo.1の最優秀賞ヤブツバキ、〇〇〇〇さんの出品物となっております。こちらは特別賞として東京都植木農業協同組合、組合長賞が授与されております。同じく最優秀賞ゴヨウマツ、〇〇〇〇さんの作品が受賞されておりました、特別賞は東京都中央南部農業改良普及事業協会、会長賞となっております。同じく最優秀賞トクサ、〇〇〇〇さんの作品で、特別賞として府中市農業委員会、会長賞。No.4 こちらも同じく最優秀賞オリーブ、〇〇〇〇さん、特別賞として

マインズ農業協同組合、組合長賞になります。

以上、品評会の結果となります。

○議長（市川委員） はい、いま品評会の結果報告がありました。何かご質問等ございますか。

○委員（榎本委員） はい、今回品評会に関しまして、多少規格変更等があったと思います。変更等の理由はより多く皆さん出品していただくということで、その成果が表れているということも言えるのですが、また今回、規格を通知されているにもかかわらず何名かの方々が規格を間違えて来られたという方がいらっしゃいました。実は、点数が増えることはいいのですが、規格そのものがやはり束ねたりするものが、規格変更に伴って逆に出しにくい物も出てしまうのではないかと感じています。今回変更にあたっては、普及員とJAさんとも相談して変更したと思いますが、もし来年に向けて再考をしていただける機会があれば、日ごろ品評会に出ている方のご意見等もうかがって規格変更した方が、皆さんにより理解をいただけたのではないかと思います。その辺は如何でしょうか。

○事務局（加藤主査） はい、貴重なご意見どうもありがとうございます。我々も普及員さんですとか、農協の方、あとは農業まつり実行委員の中で、若干意見の方をうかがわせていただいて、出来るだけ普段スーパーとかに出している姿に近い物の方が出しやすいのではないとか、そういった意見を集約する中で今回の形を取らせていただいたのですが、おっしゃられるようにいろいろなご意見の方がいらっしゃいますので、ぜひそういった方々の意見一つ一つを拾いながら、皆さんが出品しやすい環境というのを作っていきたいと思いますので、今後とも何か感じたことがございましたら、ぜひ事務局までご意見をお寄せいただけたらと思います。早速、今回の品評会を通しての、こうした方がもっと出しやすいのだけれど、とかいうことがあれば、お寄せいただけると大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（小牧委員） すみません。気が付いたことなのですが、たまたまうちは春菊をちゃんと3束出したのですけれど、お隣の方は春菊を2、2、2、っていう風に出したのですよね。受付をされる方には申し訳ないのですが、せっかく持ってきても2、2、2、では昔は失格でしたよね。大根は5本だった方が、本当は3本だったのですけど失格って言われて、とてもいい大根だったのですが失格になりました。だから、ちょっと大変でしょうけど、例えば春菊が3束で一点となった場合は、

2束だったらもう1束入れるとか、たまたまその方は6束だったので、そちらに入れてあげればと余計なことしてしまいましたけれど、3束、3束、でしたら品評会の審査になりますよねとお話をしました。気が付いたらその旨を教えて差し上げたらいいのではないかと思います。

○議長（市川委員） はい、農業まつり実行委員会の反省会が12月13日にあります。その中で今回の皆さんの意見も反省点として出したいと思いますので、まだ追加等がありましたら遠慮なく事務局に申し出てください。

他に何かありますか（…）

次に（3）資料ナンバー3「国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について」ですが、別紙の東京都農業会議に提出する要望や意見等まとめたものが資料No.3となりますので、お読みいただき、疑問や質問等何ありましたら12月5日までに事務局に連絡をお願いします。

次に（4）資料ナンバー4「11月度活動報告について」ですが、12月9日に東京都農業会議で女性農業委員の研修会がありました。小牧委員さんと、高橋委員さん、平田委員さんに出席していただきました。いろいろとありがとうございました。何かありますでしょうか。

○委員（小牧委員） 女性のパワーは凄いなと思います。酪農家の方が2,000万円貯めて、アイスクリーム工場を作って、それで家で採れた栗とかブルーベリーとかそういうものを、アイスクリームの中に入れて道の駅で売っていて、それを頂いたのでとてもおいしかったです。

もう一人は立川の方で、農作業が忙しいのにどうしてちゃんと休みを取れるのかなと思いました。その方はプールに行ったり、いろいろな体操に行ったり、その合間を縫ってリフレッシュされていて、これだけ余裕があればいいなと羨ましく思いました。家では果物を作って家の周りだけで売っているようで、自動販売機があって、あとは週に2～3回対面販売で80人くらい見えるようで、そこで全部売ってしまうので、その方は道の駅とかは持っていないと言っていました。凄いパワーだなと羨ましく思いました。素晴らしかったです。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます、お疲れさまでした。あとは農業まつり関係と、21日に東京都農業会議の臨時総会がございまして、私が出席いたしました。東京都農業会議の理事が1名退任で交代ということで、練馬区の方が就任されました。何かありますか。（…）

次に（５）の「次回の総会開催日」ですが、事務局から連絡がありますので、お願いします。

○事務局（高野事務局長） はい、次回の総会の日程ということで記載がしてありますが、令和５年１２月２１日、木曜日、この日付は変わりませんが、開始時間を少し遅れさせていただきたいと思います。現在２時と書いてありますが、それを午後４時から開始でお願いしたいと思います。

理由については、季節柄忘年会の時期となりますし、このメンバーで一度懇親の意味も兼ねて、是非この総会の日に合わせて、そういった場を設けたいと考えております。

総会の開始は通常より遅めの４時とし、その後、６時から懇親会を木曽路で行いたいと思います。会費につきましては大変恐縮ですが一人当たり５,０００円、２時間くらいの予定しております。今の時点で５時以降予定が入っている方がいらっしゃったらお知らせください。

最終確認は１２月８日、金曜までに事務局までご連絡をお願いします。お時間を間違えないようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございました。１２月２１日、木曜日、農業委員会総会の開始は４時、それが終わった後に忘年会を兼ねた懇親会となります。出席をよろしくお願いいたします。

次に、（６）のその他ですが、委員さんからありますか。（…）

なければ、事務局から何かありますか。（…）

○事務局（原口事務職員） はい、テーブルの上に来年の手帳を置かせていただきましたので、身分証明書を差し替えてご利用いただけますよう、よろしくお願いいたします。緑のファイルはご記入してそのままテーブルに置いて下さい。以上です。

○議長（市川委員） はい、それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第５回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

午後３時５分閉会

